

2026年8月19日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久

奥村 榮

古村 一雄

**約束を守ろうとしない「むつ中間貯蔵施設の共同利用」に関する
抗議と公開質問状の提出について**

むつ市長は8月7日、むつ中間貯蔵施設に東京電力及び日本原電以外の電力会社の使用済核燃料の搬入を認める「実質共同利用の事業者間連携」の検討を容認すると表明し、東京電力関係者は「他の事業者に声掛けする」と回答したと報じられている。

むつ中間貯蔵施設は、立地基本協定及び操業に関する安全協定は、県とむつ市が共同で事業者と締結し、その過程において県民、県議会、むつ市民、むつ市議会を初め多くの関係者の意見を聴いて進めてきた事業であり、むつ市、むつ市議会だけの議論、判断だけで決定できるものではない。

まして「共同利用」については、県議会全員協議会（2005年5月開催）において、東京電力社長が実施しないことを約束し、同協議会に同席した政務関係者も同様に認識をし、立地基本協定（2005年10月）、安全協定（2024年8月）にも想定されていない内容で、中間貯蔵施設事業の根幹に係る重要な問題である。

共同利用については、2020年12月に電気事業連合会関係者に政府関係者も同席し、知事及びむつ市長に協力を求めたにもかかわらず同意を得ることが出来ず、更に2025年12月に東京電力社長等が事業者間連携との名目で県及びむつ市に協力を求めても同意を得られなかった経緯がある。

しかし、むつ市長は、上記協定締結及び共同利用不同意の経緯を無視して、実質共同利用の事業者間連携の検討を認める考えを示し、その結果東京電力は他電力会社に声掛けすることを表明し、「共同利用」の既成事実化が進んでいる。

宮下知事は7月3日に、「事業者間連携は立地点のむつ市で議論されるべき」と述べたと報じられているが、これが事実であれば、知事は責任放棄と言わざるを得ない。

このような状況に至ったのは、宮下知事が事態を阻止しようとせず、黙認するかのような曖昧な発言に起因し、知事の責任が大きいことから宮下知事に強く抗議する。

更に、県議会全員協議会で政府関係者及び東京電力社長は、むつ中間貯蔵施設からの搬出先の再処理施設は六ヶ所再処理工場に続く「第二再処理工場」と約束しながら、それを反故にし、「六ヶ所再処理工場」としたのも、約束を守ろうとしない政府及び事業者の姿勢と断言せざるを得ないものである。

21年前の約束を守ろうとしない、政府、事業者に、40年、70年先にむつ中間貯蔵施設から搬出し、再処理する約束を守ろうとする姿勢と担保は見えないどころか、中間貯蔵施設事業を行う資格はなく、同事業は中止すべきであることを改めて表明する。

山本市長に対し、共同利用に関する独断専行的発言に強く抗議します。

宮下知事に対しては、実質共同利用の既成事実化を阻止することを求めるとともに、この間の経緯をマスコミ報道でしか知らされていないことから、別紙により、公開質問状を提出するので、早期に文書にて御回答下さるよう要請します。

事務局 「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

青森県八戸市根城9丁目 19-9 浅石法律事務所内

☎ 0178-47-2321

メールアドレス miraiomamoru.kenminnokai@gmail.com

別紙

「むつ中間貯蔵施設」に関する公開質問状

核のゴミから未来を守る青森県民の会

(1) むつ市長が8月7日、むつ中間貯蔵施設に東京電力及び日本原電以外の電力会社の使用済核燃料の搬入を認める「事業者間連携」の検討を容認すると表明し、東京電力等に5,000トンとなる中長期計画を示すように要請し、東京電力関係者は「できるだけ早く計画を示せるよう取組み他の電力会社に声掛けする」と回答したと報じられている。

事業者間連携は、実質共同利用に該当するところから、立地基本協定及び安全協定に反し、事業者が県及びむつ市に2005年5月開催の県議会全員協議会で「他電力会社の利用はない」と約束したことにも反するものである。

知事は上記の事実に鑑み、「実質共同利用の事業者間連携は容認できず、事業者の取組も容認できない」ことを明言すべきと考えるが、むつ市長の表明と事業者の取組みに対する知事の見解及び今後の対応について伺いたい。

(2) 知事が7月3日に、「事業者間連携の判断は、立地点のむつ市で議論されるべき」と発言したと報じられているが、事業者間連携はむつ市という一自治体だけの問題だけでないことは明らかである。知事発言が事実であれば知事にその真意を伺いたい。

(3) むつ市長は、六ヶ所再処理工場の新工程が出る前に表明した理由について「宮下知事から、事業者間連携は市が判断すべきことと明言してもらったので判断した」と述べていると報じられているが、知事がむつ市長に明言した時期及び知事がむつ市長に明言した内容とその理由について伺いたい。

(4) 前問(2)～(3)の知事発言の趣旨は、事業者間連携の判断はむつ市に一任するとの意図であったのか、知事に発言の真意を伺いたい。

(5) むつ市長が、7月下旬に知事と面会し、検討内容を打ち明けた際に、知事から「慎重に議論してほしい」と伝えられたと報じられているが、その趣旨は「県としては事業者間連携に賛同できない」との理解し、むつ市長の表明は知事発言の趣旨に反するものとするが、知事の見解を伺いたい。

(6) 事業者間連携の判断は、むつ市だけでなく、県としても議論、判断すべきであり、知事はむつ市長に「むつ市の議論、判断だけで事業者に表明せずに、県の議論、判断を踏まえてほしい」と明言すべきであったと考えるが、そのような内容をむつ市長に明言しなかったのか知事に伺いたい。

- (7) むつ市長から8月7日に事業者と面会する件について、その対応方について事前に県に相談、協議があったと思われるが、相談があったのか伺いたい。
- (8) その際に県の考え方、方針について、むつ市にどのような内容を説明したのか伺いたい。説明しないとすればその理由を伺いたい。
- (9) 豊島環境エネルギー部長は、8月7日に事業者に対して「事業者間連携は、立地基本協定で想定されていない。5,000 トンを達成する必要があるとの合理的説明がなければ議論の俎上に上がらない」「六ヶ所再処理工場の新工程が示されない限り、事業者間連携どころか、使用済核燃料が搬入されることはない」と応えたと報じられているが、発言の趣旨は、「県は事業者間連携には賛同できない」内容と理解するが、県の見解を伺いたい。
- (10) 上問(9)の部長発言にもかかわらず、事業者は「他電力会社に声掛けし、改めて搬入計画を示したい」と述べたと報じられていることは、部長発言の趣旨を、事業者が無視したと考えるが、県の認識と対応について伺いたい。
- (11) 上問(9)の部長発言趣旨について、事前にむつ市に伝えていたのか、その内容と時期について伺いたい。
また、伝えていないとすれば、その理由について伺いたい。
- (12) 事業者間連携問題で、むつ市の独断先行となったのは、知事及び県のむつ市長、むつ市に対する説明が曖昧であったことが最大要因と考えるが、知事の認識を伺いたい。
- (13) 共同利用については、当初から否定しているにも関わらず、2020年12月に電事連がその構想を表明し、政府関係者が同行して県とむつ市に説明しても賛同を得られず又、事業者間連携についても2025年12月に東京電力社長などが県とむつ市に説明したが賛同を得られず、県とむつ市は事業者と政府に振り回され、県民の不安、不信が募ってきた経緯がある。
地元自治体との約束を守ろうとしない事業者及び政府には中間貯蔵施設事業を行う資格がない。よって、知事は、中間貯蔵施設事業に協力できないことを明言すべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。
- (14) 知事は、むつ中間貯蔵施設への2026年度搬入判断の保留及び事業者間連携の経緯と今後の対応について、県民、県議会に説明し、意見を聞く機会を設けるべきと考えるが、知事の見解と対応について伺いたい。